

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月18日
【会社名】	成友興業株式会社
【英訳名】	S E I Y U K O G Y O C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細沼 順人
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員財務経理部長 北垣 栄一
【本店の所在の場所】	東京都あきる野市草花1141番地 1
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長細沼順人及び執行役員財務経理部長北垣栄一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社の合計7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社は環境事業および建設事業を中心に複数の事業を営む連結グループであるが、各事業の利益率に大きな差異は無く、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いることとしております。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の当連結会計年度における計画の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点を選定しております。また、選定指標から外れた事業拠点について、重要な虚偽記載の発生可能性を考慮し、追加で評価範囲に含めるべき事業拠点がいないかを検討して重要な事業拠点を選定しました。そして、それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である環境事業売上高、完成工事高、環境事業売上原価、完成工事原価、売掛金、完成工事未収入金、契約資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、賞与引当金、固定資産の減損、税効果会計等に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。